平成２１年（フ）第２９５７号
福岡県福津市津屋崎2175番地の262
債務者　小田　政晴
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９６０号
福岡市南区塩原１丁目２番25―302号
債務者　小野山英介
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９７９号
福岡県筑紫郡那珂川町大字不入道628番地１
債務者　渡邉　久子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９８２号
福岡市早良区城西３丁目12番30号
債務者　光永富久恵
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９１号
福岡市東区馬出３丁目８番１―1206号
債務者　西本貴徳こと　黄　　貴徳
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９３号
福岡市東区下原３丁目７番15号
債務者　春田真里子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９９５号
福岡県朝倉市小田1225番地４
債務者　浦岡　美樹
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０００号
福岡市中央区六本松２丁目12番８―601号
債務者　山下　國彦
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３００３号
福岡市南区那の川１丁目22番22―1012号
債務者　杉元　一代
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０１２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1023番地２フラワーハイツＡ101号
債務者　八尋　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０２９号
福岡市博多区浦田２丁目７番11―201号
債務者　内屋　真理
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３３号
福岡市博多区麦野６丁目13番６号
債務者　林　　玲子（旧姓郡山）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３４号
福岡県宗像市城西ヶ丘６丁目10番地５
債務者　嘉村　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４２号
福岡市早良区田村５丁目17番36号
債務者　永久由美子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０４９号
福岡市早良区有田２丁目３番14号
債務者　松尾美智代
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７４号
福岡市東区三苫３丁目２番23―103号
債務者　吉村　素記
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７９号
福岡県宗像市田熊３丁目10番３―301号
債務者　原田　好枝
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８５号
福岡県大野城市牛頸３丁目16番32号
債務者　古賀　良嘉
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部